

商品・サービスについて

保険の仕組み	24
取扱商品	27
各種サービス	27

保険の仕組み

保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を保障するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的保障を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

少額短期保険

少額短期保険とは、2005年の保険業法改正により新たに誕生した保険業態で、以下の範囲で保険契約のお引き受けを行っています。

- ①保険期間は2年以内
- ②一の保険契約に係る保険金額に上限がある（損害保険は1,000万円。経過措置期間中は5,000万円）
- ③一の被保険者に係る保険金額の合計額は1,000万円以内（経過措置期間中は5,000万円以内）
- ④一の被保険者に係る低発生率保険*の保険金額の合計額は上記③とは別枠で1,000万円以内
※「低発生率保険」とは、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものをのぞく。）です。
- ⑤一の保険契約者に係る被保険者の総数は100名以内

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が財務局へ届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料（保険金の支払いに充てる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てる部分）から成り立っています。

契約の流れ

契約の募集

少額短期保険の募集は、当社が保険契約を結び権限を付与した代理店が行っています。

契約内容の確認

少額短期保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。

保険約款には、当社と契約者・被保険者（保険の保障を受けられるか）との間における権利・義務が具体的に記されています。

また、「商品パンフレット」「重要事項説明書（ご契約概要・注意喚起情報等）」「ご契約のしおり」等を作成し、商品内容をわかりやすくご説明しています。

契約にあたって当社は、契約がおお客様のご希望に沿った内容であることを確認させていただき取り組みを実施しています。

適切な保険金額の設定

保険契約は、事故や災害による損害を適正な保険金で補うことが目的です。万一のときに十分な保障が得られるよう、適切な保険金額で契約いただくことが重要です。

申込書の正しい記入

保険契約は、契約者による契約のお申し込みと保険会社による承諾という双方の合意により成立し、申込書に記載された事項が契約者と保険会社の双方を拘束するものとなります。

申込書で告知事項と定めた項目について、ご記入いただいた内容が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできないことがあります。申込書の記載内容に誤りがないか確認いただくことが大切です。

保険料のお支払い

保険料は契約と同時に支払ってください。

その際に、当社所定の領収証を発行しますので、お受取りください。

なお、契約が解除された場合や失効した場合等には、保険約款の規定にしたがって保険料の一部をお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、詳細は保険約款等をご確認ください。

引受確認

お申し込みいただいた内容によっては、当社の引受規定により、お引き受けできないことがあります。この場合、すでにお支払いいただいた保険料は、その全額を契約者にお返しします。

保険証券の内容の確認

保険契約後、契約の証として保険証券を作成の上、後日、保険契約者宛に発送します。内容をご確認いただき大切に保管してください。

契約後にご注意いただきたいこと

契約内容に変更が生じたときは、すぐにご連絡ください。

ただし、変更後の内容が当社の引受範囲を超える場合は、変更後に生じた損害はお支払いの対象外となり契約は解除させていただきこととなります。

クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人向けの契約について、クーリングオフ制度があります。

当社では、「新・お部屋の保険」の個人契約が本制度の対象です。対象となる契約の場合は、契約のお申し込み後であっても、「申込日または『クーリングオフ説明書』を受領した日のいずれか遅い日から起算して8日以内」であれば、お申し込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことができます。

なお、テナント保険は、事業のために締結する保険契約でありクーリングオフを行うことはできません。

再保険について

当社では、当社の保険金支払責任の一部を他の保険会社に保険により移転することによって危険の分散を図っています。このような保険会社間の取り引きを「再保険」といいます。

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

1. 事故の発生

- ① 万一火災事故が発生したら、負傷者がいないか確認し、負傷者がいた場合は救援等の緊急措置や損害の拡大防止を行うとともに消防署や警察署に通報してください。
- ② 万一盗難事故に遭われたら、警察署に通報してください。窓ガラスまたはドアを破損されている場合は、お部屋の管理会社様または家主様に連絡し修理の打ち合わせを行ってください。
- ③ 万一漏水事故を起こしてしまったら、損害の拡大防止を行うとともに、自室および階下の被害状況を確認し、階下に被害がある場合は、階下の住人に配慮して誠意を持って対応してください。ただし現場での安易な約束にはご注意ください、「損害賠償については、保険会社と相談しながら進めさせてください」とお伝えください。

2. 東京海上ミレア少額短期事故受付センターへのご連絡

緊急措置後は、すみやかに東京海上ミレア少額

短期事故受付センターまたは代理店（管理会社）までご連絡いただき、証券番号、契約者名、被保険者名、事故の日時・場所、事故状況、届出消防・警察署等をお伝えください。事故受付センターでは、24時間365日、フリーダイヤルで全国各地のお客様からの事故のご連絡をお受けしています。事故受付登録後に担当者から対応についてご案内します。

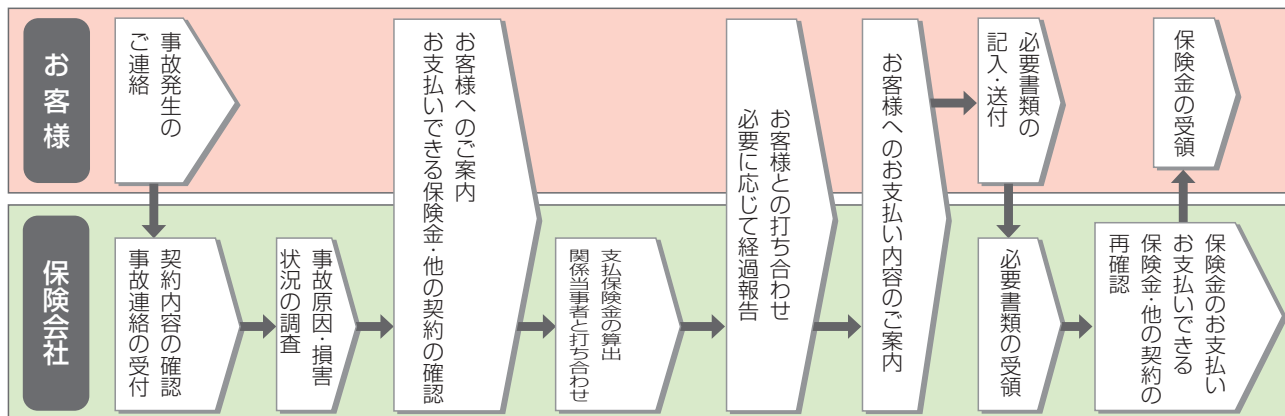
3. 損害状況の確認、保険金の算出

契約の内容を確認の上、事故の原因や発生した損害を調査するために、事故物件の確認や、被害者・管理会社・家主等関係者との打ち合わせを行います。また、お客様との打ち合わせを行い、お支払いできる保険金を算出し、お支払いできる保険金に漏れがないか確認の上、お客様にご案内します。

4. 保険金請求書の記入、保険金のお支払い

お受け取りになる保険金の額が確定したのち、お支払い手続きに必要な書類等をお客様に記入いただき、提出いただきます。所定の書類を受領後、迅速にお客様指定のお支払い先に保険金をお支払いします。

【お支払いまでの一般的な流れ《火災事故の例》】



【保険金のお支払いに必要な書類】

火災事故	火災で家主様への賠償事故	盗難事故	賠償事故
保険金請求書	保険金請求書	保険金請求書	保険金請求書
罹災証明書	罹災証明書	警察署発行の受理番号	事故証明書(必要に応じて)
印鑑証明書(必要に応じて)	印鑑証明書(必要に応じて)	印鑑証明書(必要に応じて)	印鑑証明書(必要に応じて)
賃貸借契約書写し	賃貸借契約書写し	賃貸借契約書写し	賃貸借契約書写し
損害品明細書	損害の見積書	損害品明細書	損害の見積書
	示談書または免責証書	修理見積書(修理がある場合)	示談書または免責証書

(注) 一定の事案については、保険金請求書を省略してお支払いするサービスを実施しています。

取扱商品

新・お部屋の保険（賃貸入居者総合保険）

賃貸住宅にお住まいのお客様専用の商品で、保障の概要は次のとおりです。

各保障の保険金の支払額には限度額があります。詳細は、「ご契約のしおり」をご確認ください。

1. 家財の保障

借戸室に収容される家財に生じた次の事故による損害に対し、再調達価額を基準に保険金をお支払いします。ただし、貴金属・宝石・美術品等については、時価額が基準となります。

- ・火災、落雷、破裂・爆発、風災・雪災 など
 - ・外部からの物体の落下、飛来、衝突等
 - ・他人の戸室や給排水設備に生じた事故による水濡れ
 - ・騒じょうなどの集団行動や労働争議による暴力行為・破壊行為
 - ・家財などの盗難
 - ・水災による床上浸水
 - ・上記以外の偶然な事故による破損・汚損
- また、以下の各種費用も保障します。
- ・臨時宿泊費用
 - ・被災転居支援費用

- ・残存物取片づけ費用
- ・失火見舞費用
- ・地震災害費用

2. お住まいの修理費用の保障

次の損害に対する修理費用がお支払いの対象です。

- ・家財保障の対象となる事故による借戸室の損害
- ・借戸室で被保険者が死亡したことによる借戸室の損害
- ・凍結による借戸室の専用水道管の損害

3. 家主さんへの賠償責任の保障（入居者賠償責任保障）

4. 日常生活での賠償責任の保障（個人賠償責任保障）

テナント保険

借用施設で事業を営むお客様専用の商品で、保障の概要は次のとおりです。

各保障の保険金の支払額には限度額があります。詳細は、「ご契約のしおり」をご確認ください。

1. 設備・什器の保障

借用施設に収容されている設備・什器に生じた次の事故による損害に対し、再調達価額を基準に保険金をお支払いします。ただし、貴金属・宝石・美術品等については、時価額が基準となります。

- ・火災、落雷、破裂・爆発、風災・雪災 など
- ・外部からの物体の落下、飛来、衝突
- ・他人の戸室や給排水設備に生じた事故による水濡れ
- ・騒じょうなどの集団行動や労働争議による暴力行為・破壊行為
- ・設備・什器などの盗難
- ・水災による地盤面より45cmを超える浸水など

- ・上記以外の偶然な事故による破損・汚損
- また、以下の各種費用も保障します
- ・修理費用
- ・臨時費用
- ・残存物取片づけ費用
- ・失火見舞費用

2. 家主さんへの賠償責任の保障（借家人賠償責任保障）

3. 借用施設における業務上の偶然な事故による賠償責任の保障（施設賠償責任保障）

各種サービス

■ 現場急行サービス

「新・お部屋の保険」（賃貸入居者総合保険）の被保険者向けのサービスです。

不動産管理会社に連絡が取れずお困りの緊急時に「現場急行サービス」にご連絡いただければ、当社の提携先業者であるジャパンベストレスキューシステム社が応急作業にお伺いします。

【サービス内容】

- ・トイレ・台所等の給排水管の詰まりによる応急処置
- ・鍵の紛失等による借戸室の鍵開け
- ・ガラスの破損に伴う修理

等

■ 医療相談サービス

医療・健康相談に関する様々なご質問について、豊富な知識と経験を備えた医師や看護師による専門スタッフが24時間・365日ご相談に応じます。

【医療・健康相談サービス】

- ・突然のケガや発病といったことから日常のおからだのお悩みなどを経験豊富な保健師・看護師がアドバイスいたします。

【医療機関案内サービス】

- ・夜間利用できる救急医療機関等、全国の病院、診療所、歯科診療所、介護施設など全国45万件のデータベースからお客様のご要望にあった医療機関等をご案内します。

